

重 要 事 項 の ご 案 内 【マイティー川尻】

この「重要事項説明書」は、指定居宅介護支援などの人員及び運営に関する基準に基づき、運営規定の概要（事業の目的・職員の体制・介護支援の提供方法など）を、重要事項として記載したものです。

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話：096-277-1406

担当：前田 裕治（管理者）

2. マイティー川尻の概要

（1）事業者

事業者の名称	医療法人社団 大樹会
法人 所在地	熊本市東区画図町重富510-1
代表者 氏名	理事長 木村 浩
電話番号	096-214-8787

（2）居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所の名称	マイティー川尻
所在地	熊本市南区野田2丁目30番31号 フロンティアTK 101号室
事業所番号	4370116255
サービス提供地域	熊本市

（3）職員体制 合計4名の職員

管理者 兼 主任介護支援専門員	1名
介護支援専門員	2名（常勤）
事務員	1名

（4）営業曜日・時間

営業日・営業時間	月曜日 ～ 土曜日 午前8時30分 ～ 午後5時30分まで
休日	日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）
連絡先	096-277-1406 ※緊急時は 契約時に報じました携帯電話へ

（5）事業の目的及び運営方針

【事業の目的】

要介護者などからの相談を受け、介護保険法令の趣旨に従い利用者が有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、心身の状況や置かれている環境などに応じて、本人やその家族の意向などを基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的といたします。

【運営方針】

1. 利用者が要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものいたします。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものいたします。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものといたします。
4. 事業の運営にたつては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター（ささえりあ）、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。支援困難事例や重度事例の紹介を受けた場合も連携します。
5. 前4項のほか、「指定居宅介護などの事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

3. 居宅介護支援の内容・利用料について

下記1～⑦の内容は、居宅介護支援の一連の業務として、介護保険の適応となるものです。

項目内容にて発生する利用料は、介護保険から全額給付されるので、利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援の内容	1ヶ月の利用料
①居宅サービス計画の作成	≪計画作成費≫ 介護支援専門員一人当たりの取扱件数が 45件未満の場合 要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円
②居宅サービス事業者との連絡調整	
③サービス実施状況・評価	
④利用者状況の把握	
⑤給付管理	
⑥要介護（支援）認定申請に対する協力・援助	
⑦相談業務	

※その他状況により、以下料金が加算される場合があります。これも利用者の自己負担はありません。

初回加算	3,000円
入院時情報連携加算Ⅰ（入院当日または事前に情報提供）	2,500円
入院時情報連携加算Ⅱ（2日以上3日以内に情報提供）	2,000円
退院・退所加算	4,500円～9,000円
通院時情報連携加算	500円
緊急時など居宅カンファレンス加算	2,000円
特定事業所加算AまたはⅢ	1,140円または3,230円

4. サービスの利用方法について

（1）サービスの利用開始

マイティー川尻の受付へお越しになるか、電話でお申し込みされますと当職員がお伺いいたします。
丁寧なご説明を行い、諸手続きを済ませて 同意を得たうえで、サービスの提供の開始となります。

（2）サービスの利用終了

1. 利用者のご都合でサービスを終了→ お申し出があればいつでも解約できます。
2. 自動終了→
 - ・利用者の介護保険施設や医療機関への入所又は入院など（施設や病院の管理下にある期間）
 - ・利用者が要介護認定を受けられなかった場合（予防給付対象者又は自立と認定された場合）
 - ・利用者の死亡の場合

3. その他→

本契約を継続しがたいほどの背信行為を行われた場合は通知することにより、サービスを終了します。

5. 相談・苦情について

マイティー川尻 相談・苦情受付担当	管理者 前田 裕治	TEL 096-277-1406
熊本市 健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課	苦情相談窓口	TEL 096-328-2347
熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課	苦情相談窓口	TEL 096-214-1101

利用者からの苦情申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

6. 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様の扱いとしております。

ただし、本人のサービスを提供する上で、会議などの場においてサービス提供する事業者間での情報共有すること、又は要支援認定区分になられた場合に、管轄の地域包括支援センターへ情報を提供・共有することがあります。

7. 自立支援及び公正中立について

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努めるとともに、医療サービスの連携についても十分配慮します。利用者及びその家族が自ら選択し決定できるよう支援いたします。

利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、公正中立に対応いたします。

8. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修会に参加したり、社内勉強会を実施すること等により虐待防止の意識づけを習得いたします。また、業務を通じて発見した場合には、関係機関を通じて適切な手法を講じながら必要な措置を講じます。

9. ハラスメントの防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な教育を推奨します。また、事業所内においても発生を防ぐことができるように勉強会等を通じて意識づけができるよう計ります。

10. 感染症や災害への対応について

感染症や災害に備え、従業者に対し研修会参加支援や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備いたします。

新たに追加・修正事項が発生した場合には、マニュアルの更新を随時に行い現実に沿う内容に変更いたします

※感染症や災害発生時の想定・対応につきましては、利用者及び家族間で事前に話し合うことを薦めています。

11. 事故発生時の対応方法

居宅介護支援を提供するうえで事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な対応を講じます。また、事故が生じた原因を解明し再発防止のための対策を実現して参ります。身体に影響を及ぼした事故の場合は、主治医・適切な医療機関への連絡をとり医師の指導を反映いたします。

12. その他必要な事項

医療機関への入院される機会には、医療機関より担当の介護支援専門員や事業所の連絡先を求められることがありますので、事業所名：マイティー川尻 電話番号：096-277-1406 担当ケアマネージャー名 をお伝えいただけるよう、事前周知をお願いしております。

令和7年3月現在